

「診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会」について

1. 検討会の目的

平成11年7月に医療審議会が取りまとめた「医療提供体制の改革について（中間報告）」を受け、医療情報の提供等の普及・定着に向けた環境整備が3年を目標に進められてきたが、平成14年度がその最終年度にあたることから、医療情報の提供等の状況を把握・評価しつつ、今後の医療情報の提供等の在り方について検討する。

2. 主な検討事項

(1) 医療情報の提供等の状況に関する把握・評価

(2) 今後の医療情報の提供等の在り方について

- ① 今後の医療情報の提供等の在り方における診療に関する情報提供等の位置づけについて
- ② 診療に関する情報提供等の法的位置づけについて
- ③ 診療に関する情報提供等に関するルールの整備について
- ④ 診療記録の保存期間の在り方について
- ⑤ 遺族に対する医療情報の提供等について

3. メンバー構成

別紙のとおりとする。

4. 検討会の位置付け

- (1) 厚生労働大臣の指示により、医政局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 事務局は、厚生労働省医政局医事課に置く。